基本計画部会の審議状況について(報告)

## 第29回 基本計画部会 議事概要

- 1 日 時 平成23年7月22日(金)14:00~:16:05
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室
- 3 出席者

### 【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、阿藤委員、安部委員、佐々木委員、首藤委員、津谷委員、廣松 委員、山本委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

総務省統計局長、総務省統計局統計調查部長、財務省大臣官房総合政策課調查統計官、文部科 学省生涯学習政策局調查企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統 計部長、経済産業省大臣官房調查統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀 行調查統計局審議役、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官(統計基準担当)、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

- 4 議 事 (1) 重要検討事項の審議
  - (2) 重要検討事項の追加等について
  - (3) その他

### 5 議事概要

- (1) 重要検討事項の審議について
  - ① 「ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備」の取組状況について、総務省 及び厚生労働省から資料2及び資料3に基づき説明が行われた後、質疑応答が行われた。委員 からの主な意見等は以下のとおり。
    - ・総務省の「雇用失業統計研究会」は、ワークライフバランス(以降、「WLB」という。)に関する事項を研究するために設置されたものなのか。家族・人口問題の専門家も入った構成となっているのか。また、配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るための大規模標本調査についての検討等は行われたのか。
    - →研究会は、毎年度、雇用、失業問題を中心に研究するために設置したものであり、家族・人口 問題関係の専門家は構成員となっていないが、雇用、失業との関係からWLBに関する事項を 検討いただいているところ。また、大規模標本調査の創設は難しいため、100万人規模を対 象としている就業構造基本調査を活用する方向で検討したい。
    - ・結婚、出産を捉える年齢層は限られている。「就業構造基本調査」において、例えば、子育て 期間中の該当者のサンプル数を拡充できないか。
    - →特定の年齢層のサンプル拡充は難しい。推計方法の工夫をするのが限界と考えており、分析の

手法を引き続き検討したい。

- ・「雇用動向調査」の「離職理由」の調査項目において、例えば「結婚するため」、「保育所がないため」、「配偶者の理解がない」、「親の介護のため」など掘り下げた事項を把握しているのか。 また、継続就業者が離職しないで済んだ理由の把握も重要ではないか。
- →「雇用動向調査」の離職者票において、離職理由を事業主が記入する方式で「結婚」、「出産・ 育児」、「介護」の区分で把握しているが、それ以上の掘り下げた質問は設定していない。本調 査の目的は、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることであ り、離職理由に特化して深い質問をするのは難しい。
- →「就業構造基本調査」では、離職の理由の中で「介護のため」という区分があるが詳細な区分はない。ピンポイントの質問設計は難しい。家計の状況等と組み合わせて分析する面から工夫を考えたい。
- ・離職理由は事業所が把握している形式的なものであり、実態とは異なるのではないか。本人に 直接聞く調査が必要ではないか。
- →「雇用動向調査」は、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにする ことであり、離職理由に特化して深い質問をするのは難しい。
- →1つの調査でWLBを把握しようとするには無理がある。「雇用動向調査」で事業所側から、「就業構造基本調査」で世帯・個人側から捉えるといった、関連調査を組み合わせて分析することがよいと考えている。
- ・「21世紀成年者縦断調査」は重要性の高い調査であると考えている。新コーホート追加のため、 平成24年度以降の予算概算要求を検討しているということだが、要求するかどうかも決まっていないということか。
- →厚生労働省内において、統計情報部として概算要求しているが、概算要求基準も示されていな い段階であり、省内調整中である。
- ・「21世紀成年者縦断調査」の標本の追加は重要である。また、縦断調査に限らず政府統計の有用性をあげる努力は必要である。特に縦断調査は秘匿が難しいということは理解するが、中・長期的にみても広く利用しやすい環境を整えていくことは必要であると考える。
- ②「非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備」の取組状況について、総務省及び 厚生労働省から資料4及び資料5に基づき説明が行われた後、質疑応答が行われた。委員から の主な意見等は以下のとおり。
  - ・「雇用構造調査」は毎年テーマに沿い継続的に行われるとのことだが、「若年者雇用実態調査」で、若年者以外の非正規労働者の実態が把握できるのか。また、「雇用構造調査」の各調査については同じフレームであると理解してよいのか。
  - →事業所票の中で、その事業所の従業者の状況として雇用形態別の従業者数を把握することとしている。各調査とも母集団を固定し、毎年1万数千の客体を抽出して調査することとしていることから精度上は継続的な結果が得られると考えている。
  - ・雇用契約期間を派遣労働者に質問した場合に、派遣先なのか派遣元との契約期間なのか回答に 誤解が生じないか。
  - →「労働力調査」における雇用契約期間については、従来は派遣元で把握していたが、今後は派 遣先でも把握するよう、双方から把握できるように変更する予定。
  - ・実労働時間に関するWEBアンケートの対象者は誰か、また結果はどうであったか。

- →民間モニター500人を対象として調査票に正しく記入できるか確認するためのアンケートを行った。その結果、「月末1週間で働いた日数」、「月間で働いた日数」の事項について、盛り込む方向で検討している。
- ・昨年度の基本計画部会の第2ワーキンググループで、実労働時間を企業から把握するのと世帯 から把握するのでは結果が異なるのではないかとの議論があったが、総合的な検討をする必要 があるのではないか。
- →世帯側から実労働時間を把握することが、基本計画の課題と認識しており、「労働力調査」で 把握を検討している。
- ・非正規とは何かという問題がある。その考え方の基準として3つある。①労働時間(フルタイムかパートか)、②雇用契約期間(期間の長さ、有無)、②直接雇用か間接雇用か(正社員か派 遺職員)で議論されると考えるが、呼称で分けていくという考えもあるのか、どのように検討されているのか。
- →「労働力調査」では、現在、呼称で把握しているが、新たに雇用契約期間の有無については調査することを検討している。他の労働者と比較した労働時間の把握は困難と考えている。
- →新たに雇用構造調査において、就業形態の状況として、雇用期間の定めの有無、一般労働者と 短時間労働者、派遣の状況について把握することを予定している。
- ・就業形態の転換に関して、厚生労働省において、調査できないのか。
- →予算の関係もあり、何に重点を置くかということになるが、先ずは基本計画に沿って進めてい きたい。
- ③「行政記録情報等の活用」に関する調査研究結果について、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当 室参事官から資料6に基づき説明が行われた後、質疑応答が行われた。委員からの主な意見等は 以下のとおり。
  - ・「行政記録情報等の保有機関によるオーダーメード集計の活用」とは、一般個人が依頼できる というイメージか。
  - →行政機関が主体である。統計のオーダーメード集計は統計法に基づくものであるが、行政記録 情報は他法に基づき収集されたものであるため、一般個人は利用できない。
  - ・「学校保健統計調査」の健康診断票の統計作成への活用に関して、地方分権のため全国統一様 式とできないとのことだが、統計委員会として勧告などできないか。
  - →例えば、レビューのやり取りの中で意見書として提出するかどうかということになる。
  - ・「学校保健統計調査」について、コスト等の面からみても、統一化を図ることは地方公共団体にとってもよいことであり、データの互換性を上げることは重要で有用性が高まることから、 文部科学省のリーダーシップを発揮して行政記録情報の利便性を高めて欲しい。
  - →本件の取扱については、事務局において検討させていただく。
  - ・震災対応との関係からも行政記録情報を数値にすると有効活用できると考える。行政記録情報 の保有者が許可すれば使用できるのか。
  - →行政記録情報は各々個別の法律に基づいているため、全て調べ上げることは難しい。具体的事 案について議論する方が実質的である。
- (2) 平成22年度統計法施行状況報告に関する追加重要検討事項候補及び質問事項の確認について 杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官から席上配布資料に基づき説明が行われ、以下

の通り採択された。

## ① 追加重要検討事項について

各委員から提出された追加重要検討事項の候補について、提出委員から補足説明が行われ審議された。その結果、「東日本大震災に係る統計データの提供等」が採用された。

## ② 質問事項について

統計法第33条第2号に基づく調査票情報の利用の状況に関する質問事項について、千野総 務省政策統括官付統計企画管理官から補足説明が行われ、残りの以下の質問事項について、次 回の基本計画部会において、関係府省から報告することとされた。

- ・平成22年度を21年度に比べると、基幹統計の周期調査の公表平均期間は大きく短縮され、 一般統計では、大きく伸びているという結果が平成22年度統計法施行状況報告の表6と表9 に記載されているが、この背景としてどのような要因が考えられるのか。
- ・e-Stat アクセス件数が平成21年度から22年度にかけて大幅に伸びているが、その背景としてどのような要因が考えられるのか。また、21年度だけではなく、これより以前のアクセス件数はどうなっているのか。
- ・住宅・土地に関する統計体系についての検討事項のうち、②、③については、検討しているとの回答があるが、①「住宅・土地統計調査と国勢調査との関係やあり方の見直し」については回答がない。①は大変大きな話ではあるが、どこかで具体的に検討が行われる予定があるのか。

# (3) その他

次回基本計画部会は、8月29日(月)の統計委員会終了後に開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

## 第28回 基本計画部会 議事概要

- 1 日 時 平成23年7月14日(木)13:10~14:35
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室
- 3 出席者

### 【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、安部委員、井伊委員、首藤委員、廣松委員、山本委員 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

人事院事務総局総務課政策評価専門官、内閣府大臣官房企画調整課長、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長、警察庁情報通信局情報管理課企画第四係、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省政策統括官(統計基準担当)付管理官補佐、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、環境省総合環境政策局環境計画課主査、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部調整課長

### 【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員 会担当室参事官、池川総務省政策統括官(統計基準担当)、千野総務省政策統括官(統計基準 担当)付統計企画管理官

- 4 議 事 (1) 重要検討事項の審議
  - (2) その他

### 5 議事概要

- (1) 重要検討事項の審議
  - ① 統計職員等の人材の育成・確保について

事務局から資料2に基づき法施行状況報告の記載事項等について、各府省から資料3に基づき 平成22年度の取組状況に関する説明があった後、質疑応答が行われた。委員からの主な意見等 は以下のとおり。

- ・人材の育成・確保に関して、専門能力の目標設定や能力獲得の支援方策などを考えるための研究がいろいろと行われている。平成22年度から始まったばかりの取組ではあるが、実際に具体的成果としてどのような方向性が得られたのか。
- →欧州主要国の統計部局の人材育成についてヒアリングを行った。例えば、英・仏では学術機関との交流を図っており、学生時代から公的統計の知識の習得をさせ、そうした人材を採用できるような基盤がある。採用後は、各採用部門における経験の蓄積や研修プログラムを通じて、中期的な視点で人材育成を行っている。

- 採用段階からのキャリア形成という視点を、今後の日本においても参考にしていくのか。
- →まだそこまでは考えていない。諸外国の状況が判ったという段階。
- →諸外国の統計研修に関する各種資料を翻訳し、冊子を配布している。具体的な方向性は検討中 だが、こうした資料を参考にして全体の研修体系を今後考えていきたい。
- →資料にあるとおりできるだけ人材育成を図ってきているが、具体的にこれが成果として挙がったということは言い難い状況。
- ・人材育成の研究に着手したところであり、課題が少しずつ見えてきた状況。調べたことを参考に 今後検討を続けるという評価でよいか。
- →例えば欧州では、学会との交流の度合いや専門職の育成に関して、日本とその歴史、制度が全く異なっているところがある。したがって、現在の状況の中でできることは、大学への派遣や 大学から非常勤として来ていただくといった人材交流をしていくかなと思う。
  - また、いわゆるスタッフ職を活用して、研究・解析をやっていただくということを始めた。日本の公務員制度の中でできることはやっていきたいと考えている。
- ・統計部局だけ切り出してというのはなかなか難しいところがあると思うが、高度専門人材の育成の一環として今後検討していくということか。
- →外国と日本ではキャリアパスが違うところがあるので、参考にできることは参考にしつつ研修 体系を考えていきたい。
  - ・統計局では、採用の段階で数学専攻の方を採り、統計部門に配属させるということも行っているのか。
- →行っている。ある程度他部局も経験しながら、基本的に統計の専門職員として育成していく。
- ・人材育成の研究は22年度からの取組であるため、まだ具体的な成果には達しないと思うが、自分たちで研究し自分たちで変えていくことが基本スタンスとして重要だと思うので、是非、実現に向けて推進していただきたい。
- ・府省を超えての全体の戦略的な国際対応力の向上は非常に重要。総務省で国際統計に関する関係府省等連絡会議が設けられているが、会議では具体的にどのようなことが検討され、どのように方向付けされたのか。あるいは検討のレベルにとどまっているのか。
- →検討内容の具体例としては、国連統計委員会で決定された短期経済統計の実行計画を周知し、 今後策定が予定されている経済統計の早期推計に係るハンドブックの作成について関係府省の 協力を得ながら対応することにしている。また、国際標準教育分類の改定や、アジア太平洋経 済社会委員会(ESCAP)に設置される専門家グループへの参加など関係府省の協力を得て推進 している。
  - こうした国際的な動向に関連する重要な課題について、連絡会議において担当府省から情報提供 を得て、関係府省での情報共通、共通認識の醸成を行っている。
  - 我が国は分散型の統計機構であり、連絡会議を通じて情報共有・情報交換を行ってくことが重要と考える。
- ・個別の事項について情報共有がなされていることはよく判ったが、連絡会議の意義としては、 戦略的な国際対応という点にあるのではないか。この点について明確な方向性の議論は行われ ていないのか。

- ・受け身ではなく、積極的にこちらから国際基準に影響を与えていくような取組は行われていないのか。
- →現実の場面では、総合的というより個々の分野でいろいろな課題が起こっており、その中で戦略的な対応をしている。例えば、昨年、国連で2010年人口センサスの原則・勧告をまとめたが、そのワーキンググループの一つの座長を日本の統計局が務め、各国調整を行った。連絡会議において各分野での対応を他府省が知ることを通じ、国際社会全体としてどのようなことが起こっているのかを認識した上で、個々の分野の対応を行うことが重要だと考えている。
- ・より積極的に、全体的な方向性を明確にして、各府省がそれぞれ対応する形になることを希望したい。
- ・首藤委員の御意見に賛同する。今後の方向性として、国際的な基準が作成される時にはより積極的に参加して欲しい。現在は必ずしも日本の発言が十分ではない。少なくとも基幹統計については、海外でどのような動きがあり、それに各府省が十分に対応しているかどうか、総務省が継続的に見守って対応して欲しい。
- ・例えば、科学技術に関する国際的な統計マニュアル(フラスカティ・マニュアル)策定のためのOECDの専門家会合(NESTI)について、総務省は総会には必ずしも毎回出席していないのではないか。
- →NESTI については、現在は最も関係が深い文部科学省が常連メンバーとして参加し、各府省に情報をフィードバックしている。
- ・国際対応については、総務省政策統括官室に担当者がいるのか。
- →政策統括官室の重要な任務として国際統計基準の統括があり、一般的には、様々な国際会議の窓口を担っている。ただ、現実の場面で言えば、それぞれの分野でいろいろなことが起こっており、 そこは関係部局が直接対応している。各分野でどのようなことが起こっているのかを日本全体で分かるようにすることが連絡会議の役割。
- ・学会等との関係については、基本的には、研修への研究者の招へいや共同研究の実施等は従来からの形がとられているのだと思うが、基本計画では、大学・大学院の講義等の活用という趣旨が書かれている。外国では PhD が沢山いるが、日本では公務員として採用され、必ずしも専門教育は受けていないことを考えると、採用後でも専門教育を受ける必要があると思う。研修の場合は目的志向型で狭い部分しか学べないため、大学院等に通いベーシックな部分から学んでいく人材を育てる必要があるのではないか。人数の多い部局は、是非そのような形で内部教
- →研修の重要性は十分認識しており、人事院の制度で海外・国内の留学制度があるので、できるだけ積極的に活用して職員の能力向上に努めていきたい。
- 人事院はどのように考えているのか。

育を行う方向を考えた方が良いのではないか。

- →自己啓発休業の取得が認められているなどの制度を整えており、各府省で積極的に活用いただけ ればと思う。
- ・サバティカル、研究休暇の制度について少し調べた上でご報告いただきたい。

### ② 二次的利用等について

事務局から、資料4に基づき法施行状況報告の記載事項等について、総務省政策統括官(統計 基準担当)室から資料6に基づき平成22年度の取組に関する説明があった後、質疑応答が行わ れた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

- 匿名データについて、海外の研究者への提供はどうなっているか。
- →匿名データに関しては、ガイドラインでは一定の要件を満たせば海外の研究者にも提供できると されており、実績もある。一方、第33条に基づく調査票情報の利用に関しては、海外への提供 はガイドラインで禁止されている。
- →海外の研究者への匿名データの提供については、統計局においては2件実績がある。国内でもセキュリティが確保された場所でしか使えないという利用制限をかけており、海外においてもそれと同等、あるいは、海外では我々が出かけてチェックすることがなかなかできないため、国内以上にきちんとした状況を確保した上で利用していただいている。
- ・「国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合」というのは、具体的にど のような状況を想定しているのか。
- →具体例としては、ルクセンブルク・インカムスタディのような、複数の外国政府から調査票情報 の提供、資金の提供を受けている、比較可能な情報である等の要件を満たせば、そうした機関に 匿名データの提供を行い、そこで集計された結果を研究者に提供することができるという利用を 想定している。
- ・法第33条に基づく提供について、例えば科研費が得られている研究で申請する場合はほとんど アクセプトされるのか。それとも申請は断られているのか。断られる場合はどのような理由か。 また、その理由は申請者に伝えられているのか。
- →正式な文書で提出された申請を想定すると、ガイドライン上は申請を断る様式は用意してはいるが、基本的には文書で断られた事例は無いのではないかと考える。申請にあたっては事前相談が 行われ、その段階で、セキュリティ要件等で断られる事例はあるかもしれない。基本的に要件を 満たせばできるだけ協力をするよう、各府省で対応が取られていると承知している。
- ・調査票情報等の保存期間を永年保存扱いとし、その対応をガイドラインに明記することは過去の データを利用したり、複数の統計のミクロデータを統合した分析を行う上で非常に重要。この「調 査票情報等」の中には名簿情報も含まれるのか。また、いつからガイドラインが実施されるのか。
- →平成23年10月1日から施行されることとなる。施行までの間に問題があっては困るため、調査票情報をこの間に廃棄しないよう事務連絡でお願いをしている。
  - 名簿の位置付けについては、今回のガイドラインの中では「調査票情報等」の中に含まれない。
- ・例えば、事業所・企業統計調査の名簿を基に調査を行う場合に、事業所番号との対応表は残らないのか。対応表がないとマッチングできない。
- →事業所番号等の調査票情報に格納される情報は含まれる。
- ・事業所番号といっても、調査によって独自の事業所番号が使われており、他とマッチングできない問題が起き得ると思う。他とマッチングできるような、例えば事業所・企業統計調査の番号と工業統計調査の番号のコンバータのようなものも保存することが大事だと思う。
- →そこは調査票情報等とはしておらず保存は任意になると思う。
- ・今後ビジネスレジスターを考えた場合、事業所・企業で共通番号が付されてくる。将来的には、 各府省ばらばらの番号が両立するよりは、共通番号で置き換えた方が合理的ではないかという意 見も出ているが、そこは今後検討していただくことになるかと思う。

- ・印象として、二次利用は府省によって温度差があるように見える。匿名データの提供は今後更に 増加していくだろうとのことだが、現行は総務省及び厚生労働省のみ。他府省の動向は、今は「検 討されている」とのことだが、もう少し具体的にご説明いただきたい。
- →今後1年間の見通しについては、資料6別紙1に記載されているとおり。23 年度中の見通しとして、匿名データについては各府省とも非常に難しいと考えているのが現状。
- ・難しいと言われるとそれで終わってしまう。何故難しいのかを検討していかないと、いつまでも 難しい状況は変わらないだろう。
- →国際的に見ても、世帯対象調査であれば匿名データが作成されているが、企業対象調査での匿名 データの作成は技術的に非常に難しい。今は世帯調査が中心の部局が取り組んでいる状況。
- ・他府省においても世帯調査はある。ご検討いただきたい。
- ・オンサイト利用に関して、日本学術会議において、オンサイトとは言っていないが、大規模研究 計画の一つとして、政府統計に限らず統計について、日本を含むアジアを中心とした大型研究の 促進が提言され、先日の総会で方向性が打ち出されたと思う。是非議論していただきたい。
- →オンサイトは検討期間がまだしばらく残されており、そうしたものを踏まえながら検討を進めたい。
- ・二次的利用については、国際的に日本の統計が利用されることを今後かなり意識していただくのが良いと思う。日本の統計の利用者は日本にいる人に限られない。先日、国際会議に出席した際にも、日本のデータをもう少し簡単に使えるようにして欲しいと言われた。関心を持っている研究者もおり、こういう点を大事にしていただきたい。
- ・二次的利用については実際に提供が始まり、急速にとは言えないが、実績は着実に伸びていると評価できる。ただ、今後少し気を付けなければならないのは、政府の IT 戦略本部ではより大胆なシステム設計や情報提供が議論されており、その一部には統計法上は慎重に考えるべき点も含まれている。その意味で二次的利用は必ずしも統計法の中で閉じたものでなく、周りの動きを十分に意識した上で考えていかなければならない問題だと思う。
- ・今般の大震災について、各府省の迅速な対応により貴重な情報を出していただいた。それらは社会的には極めて重要な情報であるとはいえ、地域を限定した、例えば公共的な施設に関する情報となると特定化されてしまう恐れがある。統計法上は対象が特定化される場合は公表できないという大原則がある。今回の大震災のような場合、二次的利用という範囲で考えるのか、今議論している二次的利用とはレベルが違う話かもしれないが、統計の公表・利用という範囲の問題として考えるのか、今後考えなければならない重要な点だと思う。
- →統計データの二次的利用促進に関する研究会の検討スケジュールは、まず現行法の下で対応可能 な施策をまとめ、その後、更にその枠を超えたあるべき姿をとりまとめる。この点について、背 番号制等の政府その他の動きも見ながら検討したい。そうした関係機関の持ち得る機能を活用し ていくこともあると思う。

行政記録による情報と統計調査で得られた情報をどのように活用していくのかは、各国いろいろと工夫をしている。そのバランスは諸外国の例を参考にしながら考えていきたい。また、企業対象情報と世帯対象情報の差異も意識しながら検討したい。

また、平常時と非常時の問題があるだろう。研究会では、まずは平常時をベースとした上で、非常時の話は統計だけではなく、全体の話だと思うので、そうしたことも含めながら研究会でも御

検討いただければと思っている。

- ・研究会では25年3月に二次報告書が出る予定で、その後アーカイブ等の残された課題の検討を 行うとのことだが、基本計画の見直しとのかんけいにも留意すべきと思う。
- →現在の基本計画で示された方向性に沿って検討しており、次期基本計画とも齟齬が生じることは ないと思う。
- ・次期基本計画の検討にあたり、オンサイトを含めた二次的利用のシステムの方針は非常に大事。 次期基本計画の検討を開始するまでに、その方針だけでも提示いただけるようなスケジュールで 研究会を進めていただきたい。
- ・研究会の一次報告書は24年3月を予定しており、現行法の下での対応が中心となる。そして少なくとも次期基本計画もそれに基づくものになると考えられる。 もし現行法の改正まで考えるとなると、法改正のために相当の準備が必要であろうし、結果的に次期基本計画の在り方も変わるかもしれない。研究会でも色々な論点を議論した上で最終報告書を出したい。
- ・研究会での検討にあたっては、諸外国の実態把握を24年3月までとしているが、これまでも相当実態は把握していると思うので、この検討スケジュールについてもご検討いただければと思う。

# (2) その他

次回基本計画部会は、7月22日(金)14時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>